



みくには  
ハートに愛

# みく に 便 り

新年あけましておめでとうございます。

今年5月には新しい元号になり、楽しみな反面、慣れ親しんだ「平成」が終わるのは少しさみしく感じます。

本年もよろしくお願い致します。

2019年1月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分  
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号  
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393  
U R L：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 「チームの雰囲気」が働く人の満足度やモチベーションにどう影響しているか？

ビジネスマンは、今の職場に満足しているのでしょうか。また、「チームの雰囲気」が働く人の満足度やモチベーションにどう影響しているのでしょうか。（株）日本能率協会総合研究所が行ったアンケート調査（第9回「ビジネスパーソン1000人調査」【理想のチーム編】、調査期間：2018年9月28日～2018年10月9日）からみていきます。

◆あなたは現在所属しているチームの雰囲気に満足していますか？

現在の職場のチームの雰囲気に「満足」（とても満足：10.9%、やや満足：43.6%）としている人は半数を超えました。ただ、20代、60代の約6割が満足している一方、50代、非正規職員では、過半数が満足していないという結果です。

満足している理由としては、「困ったときに助け合うから」（39.6%）、「自分なりに創意工夫で仕事を進めることができるから」（27.2%）、「互いに情報を共有したり学びあったりしているから」（22.2%）、「期待されている役割が明確であるから」（18.2%）が挙がっています。一方、満足していない理由としては、「フェアな評価がなされていない」（24.0%）、「困ったときにも互いに助け合うことがない」（21.8%）、「互いに本音を話せない」（21.3%）が挙がっています。

現在のチームに満足している人と満足していない人で比較すると、「職場のチームリーダーは、チームの雰囲気を良くすることができるか」について、満足していると回答する人は「できている」と6割が回答したのに対し、満足していない人は「できていない」との回答が5割を超えました。このように、チームの雰囲気に満足している人は、良好な人間関係を魅力と感じる傾向が強くなるようです。

◆上司から言われて嫌だと思ふ一言は？

「あなたが、上司から言われて嫌だと思ふ一言は何ですか」という質問について、1位に挙がったのは、「使えない」（33.8%）。その他、2位に「そんなこともできないのか？」（32.6%）、3位に「余計なことをするな」（23.4%）となりました。次いで、「上が言っているんだから、やれ」（21.5%）、「やる気があるのか？」（16.5%）、「自分で考えろ」（11.5%）、「聞いてないぞ」（10.8%）となっています。

◆上司から言われてやる気がでる一言は？

一方、やる気がでる一言として挙がったのは、1位「ありがとう」（35.1%）、2位「よくやった」（23.9%）、3位「頑張ってるね」（19.8%）です。他には、「いいアイデアだ」（17.5%）、「おつかれさま」（17.4%）、「あなたにしかできない」（17.1%）、「期待しているよ」（16.0%）が続きました。上司による感謝とねぎらいの声かけが従業員のモチベーションアップにつながるようです。

【一般社団法人日本能率協会「第9回「ビジネスパーソン1000人調査」【理想のチーム編】】

<https://jma-news.com/wp-content/uploads/2018/11/845fa87cf4eec1440988e2087a54a9e1.pdf>

## 1月の税務と労務の手続 提出期限

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕※ただし、6か月ごとの納付の特例を受けている場合には、30年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞〔労働基準監督署〕

31日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出〔税務署〕
- 給与支払報告書の提出 1月1日現在のもの〔市区町村〕
- 固定資産税の償却資産に関する申告〔市区町村〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第4期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、10月～12月分＞〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 労働保険料納付＜延納第3期分＞
- 固定資産税に係る住宅用地の申告〔市区町村〕

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出〔給与の支払者（所轄税務署）〕
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え〔給与の支払者〕